

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

広島県知事

公表日

平成27年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条、第31条の6、第32条、附則第3条及び第6条の資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条、第15条第2項、第31条の6第1項、第31条の6第2項、第31条の6第3項、第31条の6第5項の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

母子父子寡婦福祉資金システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供に係る根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条1号ト、同条第2号第4から第5号、第44条1号ト、同条第2号から第5号 【情報照会に係る根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第34条第1号、同条第2号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	広島県健康福祉局こども家庭課
②所属長	課長 徳光 重雄

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	○広島県総務局総務課 情報公開グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話 082-513-2380 ○広島県西部総務事務所総務課 〒730-0011 広島市基町10番52号 電話 082-513-5483 ○広島県西部総務事務所総務課第二課 〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1 電話 0829-32-1141 ○広島県西部総務事務所呉支所総務課 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 電話 0823-22-5400 ○広島県西部総務事務所東広島支所総務課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 電話 082-422-6911 ○広島県東部総務事務所 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 電話 084-921-1311 ○広島県東部総務事務所総務第二課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12 電話 0848-25-2011 ○広島県北部総務事務所総務課 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 電話 0824-63-5181
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	○広島県健康福祉局こども家庭課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 電話 082-513-3173 ○広島県西部厚生環境事務所 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 電話 0829-32-1181 ○広島県西部厚生環境事務所広島支所 〒730-8511 広島市中区基町10-52 電話 082-228-2111 ○広島県西部厚生環境事務所呉支所 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 電話 0823-22-5400 ○広島県西部東厚生環境事務所 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 電話 082-422-6911 ○広島県東部厚生環境事務所 〒722-0002 尾道市古浜町26-12 電話 0848-25-2011 ○広島県東部厚生環境事務所福山支所 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 電話 084-921-1311 ○広島県北部厚生環境事務所 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 電話 0824-63-5181

II しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	平成27年8月21日 時点		
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	平成27年8月21日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]